グリス阻集器の清掃について

下水道法および富士宮市下水道条例では、事業場等からの下水に対して水質基準を定めています。この水質基準を超える下水は流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、排水設備の設置等により基準内にしてから下水道に流すよう定められております。

なお、設置された排水設備の機能を十分発揮するためには、排水設備の適正な維持管理 を行う必要があります。

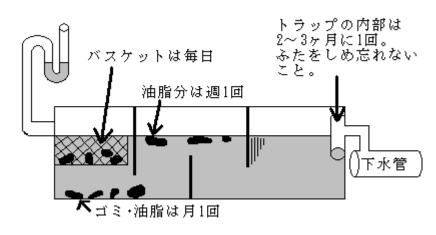
グリース阻集器は次のような管理を行ってください。

なお, 設計計算時に清掃周期の設定を行っている場合は, その周期に合わせてください。

●バケットの清掃は毎日1回

(油が固着していない残さは飲食店では事業系一般廃棄物として処分)

- ●油脂分(ラード)の清掃は1週間に1回(産廃処分のこと)
- ●ゴミ・油脂の清掃は1ヶ月に1回(産廃処分のこと)
- ●トラップの内部の清掃は2~3ヶ月に1回)



下水を流したことにより公共下水道の施設を損傷した場合は、その改修工事に要する費用の一部または全部を負担してもらう場合があります。排水設備の適正な維持管理、廃液の回収など適切に行い、下水の水質基準を遵守してください。

問い合わせ

下水道課 排水設備係 Tm 0544-22-1173